

第 6 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 2 7 年 (ワ) 第 3 2 3 8 9 号
期 日 平成 2 8 年 1 2 月 5 日 午 後 3 時 0 0 分
場 所 等 東京 地 方 裁 判 所 民 事 第 2 9 部 準 備 手 続 室
(電話 会 議 の 方 法 に よ る)

受 命 裁 判 官 笹 本 哲 朗

裁 判 所 書 記 官 門 山 朋 子

出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 ら 代 理 人 古 瀬 康 紘

(電話 番 号 0 1 1 - 2 8 1 - 2 2 2 6)

原 告 ら 復 代 理 人 数 井 英 一 郎

被 告 代 理 人 本 池 俊 夫

(電話 番 号 0 1 1 - 2 8 1 - 0 7 5 7)

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当 事 者 間 に 次 の と お り 和 解 成 立

第 1 当 事 者 の 表 示

別 紙 当 事 者 目 録 記 載 の と お り

第 2 請 求 の 表 示

請 求 の 趣 旨 及 び 原 因 は 訴 状 及 び 訴 状 訂 正 の 申 立 書 (平 成 2 7 年 1 1 月 2 6
日 付 け) 記 載 の と お り

第 3 和 解 条 項

別 紙 和 解 条 項 記 載 の と お り

裁 判 所 書 記 官 門 山 朋 子

(別紙)

当 事 者 目 録

札幌市中央区南一条西七丁目1番3

原 告 エコマテリアル株式会社

同代表者代表取締役 加 藤 一 郎

札幌市豊平区平岸一条十九丁目1番1-301号

原 告 株 式 会 社 源 流

同代表者代表取締役 石 岡 元

原告ら訴訟代理人弁護士 桶 谷 治

同 古 瀬 康 紘

同 椎 木 仁 美

同 長 崎 拓 也

同訴訟復代理人弁護士 数 井 英 一 郎

東京都品川区西五反田一丁目24番4号

被 告 株 式 会 社 E M I

同代表者代表取締役 石 森 鋼 男

同訴訟代理人弁護士 村 松 弘 康

同 櫻 井 浩

同 佐々木 貴 教

同 畔 木 康 裕

同 田 島 麻 紀 子

同 脇 山 正 幹

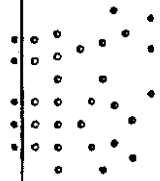
同 倉 鋪 卓 徳

同 阿久澤 英 毅

同 清 水 啓 右

同
同
同
同
同
同

文 一 夫 之 也 郎 美 上
泰 悠 俊 康 智 淳 尚
名 池 松 崎 野 川
椎 堤 本 村 大 柴 安
以



(別紙)

和 解 条 項

- 1 原告ら及び被告は、別紙特許権目録記載1の特許権（以下「本件特許権1」という。）につき別紙専用実施権目録記載1の専用実施権（以下「本件専用実施権1」という。）が存在すること、及び、別紙特許権目録記載2の特許権（以下「本件特許権2」という。）につき別紙専用実施権目録記載2の専用実施権（以下「本件専用実施権2」という。）が存在することを確認する。
- 2 被告は、本件専用実施権1及び本件専用実施権2の対価として、本和解成立の日から平成30年12月5日までの間に、別紙物件目録記載の製品又は本件特許権1若しくは本件特許権2のいずれかの請求項に係る発明の技術的範囲に属する製品を販売する売買契約を締結し、かつ、同売買契約に基づく製品の納品が完了した場合、原告エコマテリアル株式会社（以下「原告エコマテリアル」という。）に対し、その旨を速やかに報告するとともに、同売買契約に基づく販売代金の全額を支払われた日から1か月以内に、原告エコマテリアルが指定する銀行口座に振り込む方法によって、1台当たり500万円を支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 3 被告は、原告ら又は株式会社絆心（以下、本項において、これらの者を総称して、「原告等」という。）の製造に係る本件特許権1のいずれかの請求項に係る発明の技術的範囲に属する製品について、原告等及び原告等製造に係る製品を購入、販売又は使用する者に対し、本和解成立の日から平成30年12月5日まで、本件専用実施権1を行使しない。
- 4 被告は、原告ら及び株式会社絆心に対し、本和解成立の日から平成30年12月5日まで、本件専用実施権2につき、無償で通常実施権を許諾する。
- 5 原告らは、前項の通常実施権の許諾について、承諾する。
- 6 被告は、平成30年12月5日の経過をもって、本件専用実施権1を放棄する。
- 7 被告は、原告エコマテリアルに対し、平成30年12月6日限り、本件特許権1につき、本件専用実施権1の設定登録の抹消登録手続をする。ただし、本件専

用実施権 1 の設定登録の抹消登録手続費用は原告エコマテリアルの負担とする。

8 前項の手続は、原告エコマテリアルが行うものとし、被告は、これを承諾する。

9 被告は、原告エコマテリアルに対し、本件専用実施権 1 の設定登録の抹消登録手続に必要な事項について、協力する。

10 原告エコマテリアルは、被告に対し、被告の製造に係る本件特許権 1 のいずれかの請求項に係る発明の技術的範囲に属する製品について、被告及び被告製造に係る製品を購入、販売又は使用する者に対し、本件専用実施権 1 の設定登録抹消登録手続の日から本件特許権 1 の存続期間満了まで、本件特許権 1 を行使しない。

11 原告ら及び被告は、本件専用実施権 2 の範囲を「地域 日本全国、期間 平成 30 年 12 月 5 日まで、内容 全部」と変更する。

12 被告は、原告らに対し、本件専用実施権 2 につき、前項の変更登録手続をする。ただし、本件専用実施権 2 の変更登録手続費用は原告らの負担とする。

13 前項の手続は、原告らが行うものとし、被告は、これを承諾する。

14 被告は、原告らに対し、本件専用実施権 2 の変更登録手続に必要な事項について、協力する。

15 原告らは、被告に対し、平成 30 年 12 月 6 日から本件特許権 2 の存続期間満了の日まで、本件特許権 2 につき、無償で通常実施権を許諾する。

16 本件特許権 1 にかかる特許料は、本件専用実施権 1 の設定登録の抹消登録手続の日の前日までは被告の負担とし、本件専用実施権 1 の設定登録の抹消登録手続の日以降は原告エコマテリアルの負担とする。

17 本件特許権 2 にかかる特許料は、平成 30 年 12 月 5 日までは被告の負担とし、平成 30 年 12 月 6 日以降は原告らの負担とする。

18 原告ら及び被告は、原告ら及び株式会社絆心並びに被告のウェブサイト並びに原告ら及び株式会社絆心並びに被告が発行する広告その他の資料（電磁的方法によるものを含む。）において、本件特許権 1 及び本件特許権 2 に関する事項に

ついて、事実に反する記載をしないものとし、また、相互に誹謗中傷をしないものとする。

19 原告らは、その余の請求を放棄する。

20 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

21 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙)

特許権目録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 特許登録番号 | 第3832587号 |
| | 出願年月日 | 平成15年4月21日 |
| | 登録年月日 | 平成18年7月28日 |
| | 発明の名称 | 材料変換処理システム、材料変換処理方法およびこれらによる処理済み材料から成型される発熱成型体 |
| 2 | 特許登録番号 | 第4751977号 |
| | 出願年月日 | 平成17年7月4日 |
| | 登録年月日 | 平成23年6月3日 |
| | 発明の名称 | 有機系廃棄物の処理装置 |

以上

(別紙)

専用実施権目録

1 特許登録番号第3832587号に関する特許権につき(特許権目録1)

専用実施権者 株式会社EMI

範囲 地域 日本国内

期間 平成23年2月12日から平成33年2月11日迄

内容 権利の全範囲

受付年月日 平成23年3月1日

受付番号 001304

2 特許登録番号第4751977号に関する特許権につき(特許権目録2)

専用実施権者 株式会社EMI

範囲 地域 日本全国

期間 本特許権の存続期間満了まで

内容 全部

受付年月日 平成24年10月17日

受付番号 007846

以上

(別紙)

物件目録

EMI - SYSTEM

以 上

これは正本である。

平成 28 年 12 月 6 日

東京地方裁判所民事第 29 部

裁判所書記官 門 山 朋 子